

お客さま各位

レベニューキャップ制度導入に伴う電気料金の改定のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

先日、経済産業省より発表がありましたレベニューキャップ制度（※1参照）の2023年4月運用開始に伴い、全国的に託送料金（送配電網の利用料）の改定が実施されます。当社におきましては、以下の通り託送料金の改定に伴い、お客さまへご提供している電気料金を2023年度4月より、低圧受電地点を対象として、電気料金プランの改定を実施させていただくこととしましたので、以下のとおりご案内いたします。なお、今回の電気料金プランの改定に際してお客様に特段のお手続きは発生致しません。

日頃よりご愛顧を賜っておりますお客さま各位には、大変なご迷惑をおかけいたしますが、どうかご理解いただきますとともに、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

敬具

記

1. レベニューキャップ制度（※1）とは

当社を含む電力会社は、送配電網（電線等の設備）を所有する各地域の一般送配電事業者によるその利用料（託送料金）を支払い電力供給していますが、この利用料（託送料金）に関して経産省が導入した制度がレベニューキャップ制度です。地域の一般送配電事業者が策定した今後5年間の事業計画に対し、その計画達成に必要な費用“収入上限（レベニューキャップ）”について国の承認を受け、その範囲において利用料（託送料金）を設定できるという内容です。

2. 料金改定概要（予定）

	標準世帯（300kWh）の影響額（月額）
北陸電力エリア	+296円

3. 適用日（予定）

2023年5月検針分（2023年4～5月ご利用、6月ご請求）より

※実施時期が延期となった場合には、別途当社ホームページ等でお知らせいたします。

4. 新料金プラン単価（予定）

変更後の約款等は3月24日以降、重要事項説明書は新料金適用後、当社ホームページにてご確認をお願い致します。

https://chubu.enearcdenki.jp/conditions_of_contract-pdf



ホームページ

その他、ご不明点がございましたら、エネクスライフサービスお客様サポートセンターへお問い合わせください。

《エネクスライフサービスお客様サポートセンター》

電話：0570-012-521（受付時間：10時～19時）

引き続きご愛顧くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

以上